

アップサイクル協議会アオイチキュウへ
会員規約

第1条（目的）

この規約は、アップサイクル協議会アオイチキュウへ（以下「協議会」）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（会員の種類）

会員は次の5種類とし、所定の手続きをされた方とします。なお、申し込みをされた時点で、本規約に同意したものとみなします。

- (1) 正会員 協議会の業務執行に関わり、協議会のアップサイクル活動に積極的に関与する個人
- (2) 運営会員 製品製造に必要な具体的な作業、協議会の製品開発にかかる調査、意見照会に参加する個人
- (3) 賛助会員 協議会の活動に賛助する団体もしくは個人
- (4) 学生会員 社会的身分が学生であり、製品製造に必要な具体的な作業、協議会の製品開発にかかる調査、意見照会に参加する個人
- (5) ジュニア会員 製品製造に必要な具体的な作業、協議会の製品開発にかかる調査、意見照会に参加する18歳未満の個人

第3条（入会）

入会を希望される方は、所定の入会申込書(協議会の指定した文書(電子書面を含む。))に必要事項を記入し、申し込むものとします。

2 入会に際し、別途指定する入会金(賛助会員の場合は初年の年会費)を申し受けます。

第4条（入会申込の拒絶等）

協議会は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、協議会が入会を適当でないと判断した場合

第5条（入会金）

正会員、運営会員及び学生会員は、入会の際に次の入会金を支払うものとします。なお、ジュニア会員の入会金は無料とします。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 運営会員 2,000 円
- (3) 学生会員 1,000 円

2 入会金は、協議会の指定する方法で、入会日の属する月の月末もしくは別途指定する期日までに納入を行うものとします。

3 既納の入会金は、第4条に規定する場合を除き、退会その他の理由によっても返還はしません。

第6条（年会費）

賛助会員は、次の年会費を支払うものとします。

賛助会員 2,000 円(一口) 年会費は一口以上とし、上限はありません。賛助会員の申し出により決定します。

2 非営利団体等(公共団体、学校法人等)は、年会費を免除することがあります。

3 年会費は、協議会の指定する方法で、初年度は、入会日の属する月の月末もしくは別途指定する期日までに納入を行うものとします。次年度以降は、有効期間満了日までに納入を行うものとします。

4 既納の年会費は、第4条に規定する場合を除き、退会その他の理由によっても返還はしません。

第7条(会員の有効期間)

会員資格の有効期間は、入会金または年会費の支払われた日から起算し、その1年後の月末日までとします。

2 特に会員から申し出のない限り、自動更新とします。ただし、賛助会員については、期日までに年会費の支払いがなかった場合は、退会とみなします。

第8条(退会)

会員は、会員の意思でいつでも退会することができます。ただし、1ヵ月以上前に協議会に対して申し出るものとします。

2 会員が以下のいずれかに該当するときは、退会したものとみなします。

(1) 会員本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けた場合。また、会員である団体が消滅した場合

(2) 事業年度中に入会金を納入しない、又は連絡が取れない状態が半年以上続いた場合

(3) 除名された場合

第9条(会員情報の変更)

会員は、登録内容に変更のあった場合は、速やかにその旨を協議会に通知する必要があります。

2 前項に規定による通知がなかったことによる協議会から会員への通知、連絡、書類等の遅延または不達があったとしても、協議会はその責を負いません。

第10条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、協議会は当該会員を除名することができます。

(1) 協議会の名誉を棄損し、又は協議会の目的に反する行為があった場合

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合、又はそのような行為を助長する恐れがある場合

(3) 協議会が定める規程等に違反し、会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しない場合

(4) その他正当な事由がある場合

2 協議会が会員を除名した場合、協議会は、当該会員に対し当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができます。

第11条(会員資格喪失後の権利及び義務)

退会又は除名により会員の資格を喪失した者は、協議会より付与又は許諾された一切の権利を喪失す

るものとします。

第 12 条（登録情報及び個人情報等）

協議会は、会員より入会申込時等に提供された個人情報を含む登録情報を、本人の同意を得ずに第三者に開示しません。

第 13 条（禁止事項）

次に定める行為は禁止します。

(1) 会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与、担保等に供すること

(2) その他、協議会での活動において、他者の権利を侵害するなどの法律違反行為、又はその恐れのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。

第 14 条（守秘義務）

協議会の活動に関連して知り得た技術上若しくは運営上の一切の情報は、協議会の同意がない限り、これを協議会の活動外で利用または第三者に漏洩開示してはいけません。

第 15 条（本規約の変更等）

協議会は、必要と認めた場合、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を会員に通知するものとします。ただし、法令上会員の同意が必要となるような内容の変更の場合には、会員の同意を得るものとします。

第 16 条（規定外事項）

本規約に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、協議会及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

第 17 条（雑則）

本規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は別に定めます。

〔附則〕

本規約は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 11 日一部改正に改正、施行する。

令和 7 年 9 月 3 日一部改正に改正、施行する。